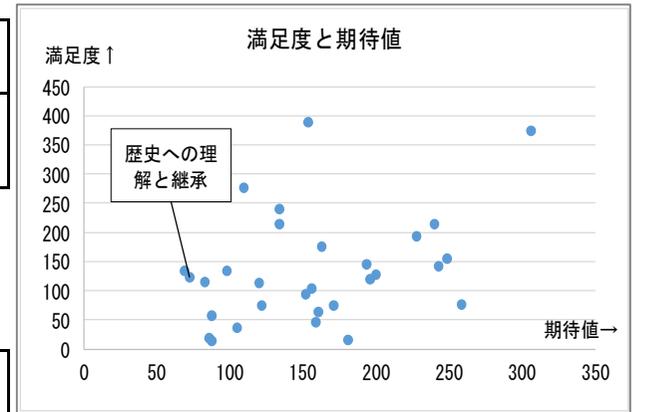


1 施策概要

まちの姿 6	生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち
説明	<p>市民が生涯を通じて学び、芸術文化活動やスポーツ活動を始めとする様々な活動に親しむことで、生活に生きがいやゆとりを持ち、心の豊かさを実感できることが大切です。そのため、生涯を通じて学ぶことができるよう、自主的な活動の機会や居場所の充実を図るとともに、狛江ならではの芸術文化の更なる醸成に向けた取組等を行ってまいります。また、年齢や障がい問わず、スポーツをいつでも気軽に楽しむことができる機会づくりについて、団体や事業者、行政が連携して取り組み、市民が心身共に健やかな生活を送ることができる環境を整えることで、「生涯を通じて学べるまち」を目指します。</p> <p>さらに、市内に数多くある古墳や史跡等の狛江の歴史について、市民が身近に触れ、親しむことができる環境づくりや次世代に継承する取組を行う等、狛江への愛着や誇りを持てるような「歴史が身近に感じられるまち」を目指します。</p>

施策 6 - ③	歴史への理解と継承					
目指す姿	市内に数多くある古墳や史跡等、狛江の歴史の中で生まれ残されてきた様々な文化財に市民が身近に触れ、親しむことで、狛江への関心と愛着が生まれ、狛江の歴史と文化が次世代に継承されています。					
市民アンケート結果	満足度	満足度順位	期待値	期待値順位	差異	差異順位
	122	15/30	73	29/30	14	26/30



施策の方向性	歴史の継承と文化財の保存
概要	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等と連携し、幼少期等の早期から狛江に残された文化財や伝統的な文化に触れる機会を提供することで、狛江の歴史を身近に感じ、狛江への愛着や歴史に関心を持つきっかけづくりを行います。また、歴史を次世代に継承するための人材の確保を図ります。 市民が身近に狛江の歴史に触れ、親しむことができるとともに、後世に継承されていくよう、狛江の歴史や文化財等を分かりやすく公開していくほか、効果的な情報発信を行っています。また、文化財等を適切に保存・継承しつつ、効果的に活用できるような保管・展示場所の確保について、具体的検討を進めます。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりの狛江への理解や愛着の形成により市民の生きがいや狛江の文化の発展を図るため、狛江の歴史を次世代に継承していく必要があります。狛江の歴史に身近に触れることができるよう、市史編さんにおいて集積した資料や、遺跡の発掘調査の出土遺物、寄贈された民具類等、歴史的資料を良好な状態で保管・収蔵しつつ、それらを市民に還元するために活用できる展示・収蔵施設の確保についての検討や適切な情報発信を行っていく必要があります。 猪方小川塚古墳や亀塚古墳の保存整備工事を進め、歴史公園の開園に向けた準備を進めているほか、市指定文化財等の説明板の新設・更新を行っています。また、狛江市は、遺跡や古墳が多いまちであり、発掘調査で出土した書物や寄贈を受けた民具については、小学校への出前講座や古民家園での体験学習等で活用する等、子どもが実物の資料に触れる機会を提供していますが、狛江の歴史を継承していくためには、市民への更なる周知や活用方法について検討していく必要があります。

担当部署	整備課、社会教育課
------	-----------

2 施策に係る取組内容

No.	事務事業名	担当課	事業概要	成果
1	出前講座・体験学習の実施	社会教育課	市内全小学校の6年生を対象に出前講座を実施した。体験学習は、新型コロナウイルスの影響もあり実施を見送っているが、2校の小学3年生に古民家を見学する機会を提供した。	小学生を対象に、市内の遺跡から出土した土器等に触れる出前講座と古民家や寄贈を受けた民具等を活用して、昔の生活に触れる体験学習を行っている。特に、平成25年度に開始した出前講座は、例年全小学校にて実施し、子どもたちが狛江の歴史や文化に関心を持つきっかけとなっている。
2	伝統文化等の教室や鑑賞会の実施	社会教育課	夏季休暇の期間に、小・中学生を対象とした体験教室を実施し、延べ46人の参加があった。また、十五夜のお月見に合わせて琴の演奏会を実施し、234人の参加者があった。	古民家園において例年実施している能楽や生け花等の体験教室が定着し、また、狛江高等学校と連携して実施した琴の鑑賞会に多くの来園者が見られるなど、日本の大切な伝統文化等を身近に感じる機会を提供できている。
3	文化財関連講座・史跡巡り等の実施	社会教育課	5か所の古墳を巡るウォークラリーを実施し、476人の参加があった。このほかに、東京文化財ウィークに合わせて猪方小川塚古墳と万葉歌碑の見学会を実施した。	文化財や史跡等の見学会を開催するほか、令和2年4月の古墳公園の開園を機に、歴史的に見た狛江の特色を活かせるよう、古墳を巡るウォークラリーやウォーキングを実施して、これまで以上に狛江の歴史や文化財を身近に感じる機会を提供できている。
4	文化財関係刊行物の作成・配布	社会教育課	古墳巡りのパンフレット「歩こう！狛江の古墳」を600部増刷した。また、古墳巡りの参加記念品として作成した6種類の古墳カードを延べ2,405枚配布した。	文化財の総合調査や埋蔵文化財の発掘調査の成果として調査報告書を作成するだけでなく、多くの人々が手に取りやすいガイドブックやパンフレット等を作成することで、文化財に対する理解と関心を高めるための効果的な情報発信ができている。
5	子ども向け文化財ガイドの作成・配布	社会教育課	小学校3年生・6年生、中学校1年生を対象とした「こまえ文化財ガイド1～3」を作成し、教職員向けの活用案内を付して配布した。	郷土学習の補助教材となるガイドブックを作成し、市内の小・中学生が手にすることで、子どもたちが狛江の歴史や文化財に関心を持つきっかけとなっている。
6	文化財総合調査の実施	社会教育課	亀塚古墳出土遺物の総合調査を実施するため、所蔵機関である東京国立博物館と協議を行った。	市内の文化財を総合的に把握するための調査を実施し、分野ごとに集積した基礎データが、文化財の保護・保存の施策や狛江の歴史や文化を学ぶための資料として活用されている。
7	埋蔵文化財の発掘・試掘・立会い調査	社会教育課	開発に伴う試掘調査を9件、立会い調査を79件行った。また、白井塚古墳の公園整備に向けて試掘調査を実施し、同古墳の主体部と周溝について、その位置と規模を確認した。	開発事業に伴う試掘調査や立会い調査、遺跡の保存又は整備のための発掘調査を実施し、埋蔵文化財の保護を図るとともに古墳を狛江の特色の一つとして活用するための基礎データが集積されている。
8	古墳公園の整備	整備課・社会教育課	土屋塚古墳公園を開園し、歴史公園として活用を始めた。このほか、白井塚古墳について、公園整備実施設計と樹木せん定等を行い、公園整備実施設計は都の補助金も活用して実施した。	令和2年4月に猪方小川塚古墳公園と亀塚古墳公園、令和3年4月に土屋塚古墳公園が開園し、古墳の保護保存を図るとともに、狛江の地域性を踏まえた特色ある公園として活用が進んでいる。

9	史跡、古墳の維持管理	社会教育課	万葉歌碑や兜塚古墳、古墳公園等にて定期的に樹木のせん定等を行った。また、猪方小川塚古墳について、石室覆屋内部に敷設した遮水シートの改修工事を行い、石室の保護保存のため適切な処置を施した。	古墳や古墳を活かして整備された古墳公園だけでなく、令和2年度からは万葉歌碑の維持管理も担い、史跡や文化財が立地する敷地も含めて維持管理を行うことで、次世代へ継承すべき文化財が良好な状態で保たれている。
10	古民家園の維持管理	社会教育課	定期的に樹木のせん定等を行ったほか、市指定文化財の旧荒井家住宅主屋の座敷と奥座敷の畳について、建造物の性質に則した表替えを行い、文化財の保護保存及び活用に適した環境を整えた。	園内の環境を整えるとともに、旧荒井家住宅主屋については、傷みが見られる箇所を文化財建造物に適した部材・技法にて適宜修繕を施すなど、良好な状態を保ち、古民家園を文化財に親しむことができる場として適切に維持管理している。
11	文化財保存事業費補助金の交付	社会教育課	祭囃子の保存・継承に取り組む2団体に補助金を交付し、地域に伝わる伝統芸能の保存・継承を支援した。	文化財の管理、保存、修理又は復旧に要する経費の一部を補助することで、文化財の所有者・保持者が文化財を良好な状態で保存管理し、また、保持団体の活性化が進んで、次世代へ継承するための一助となっている。

3 指標

No.	指標名	指標の概要	単位	H29	H30	H31	R2	R3	方向性	備考
A	出前講座・体験学習の実施回数	小学校6年生を対象とする出前講座と3年生を対象とする体験学習の実施回数。新型コロナウイルスの影響で実施回数が減少したが、令和3年度は、出前講座について全校で実施した。	回	31	22	19	0	24	↗	No. 1
B	古民家園の実施事業件数	古民家園で開催した伝統文化等の体験教室や鑑賞会等の実施回数。新型コロナウイルスの影響で体験教室等の実施が難しい状況にあり、令和2・3年度は実施回数が減少している。	件	63	65	63	22	36	↗	No. 2
C	古民家園の1日当たりの平均入園者数	古民家園の年間入園者数を年間開園日数で除した数。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で大きく落ち込んだが、令和3年度以降は回復傾向にある。	人	73	65	76	50	69	↗	No. 2
D	文化財関連事業の実施回数	文化財に関する講座、まち歩き、見学会等、例年秋に実施される東京文化財ウィークの期間に合わせて行った、公開・企画事業の実施回数。	回	2	2	2	0	2	↗	No. 3
E	文化財関連刊行物等の作成件数	文化財等の調査成果をまとめた調査報告書、狛江の歴史や文化財等についてわかりやすくまとめたブックレット、ガイドブック、パンフレット等、文化財に関連する刊行物の作成件数。	件	5	4	5	4	4	→	No. 4・5
F	埋蔵文化財の発掘・試掘・立会い調査件数	開発事業等に伴う埋蔵文化財発掘の届出・通知に対する東京都教育委員会からの指導事項への対応件数。なお、数値は周知の埋蔵文化財包蔵地内における開発事業等の件数により増減するものになる。	件	63	56	77	76	89	→	No. 7
H	埋蔵文化財に関する照会対応件数	宅地開発、住宅建築、不動産調査等の事由に伴う照会対応件数。照会地点が周知の埋蔵文化財の包蔵地に該当するか否かについて回答する。	件	1,097	1,058	989	966	1,076	→	No. 7

4 施策に係る取組の事業費

単位：千円

No.	事務事業名	担当課	H29		H30		H31		R2		R3		備考
			決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	
予算化されていない事業		社会教育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	出前講座・体験学習の実施	社会教育課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	市職員による実施
文化財保護関係費		社会教育課	2,744	2,744	4,465	4,464	5,199	4,019	9,603	9,603	1,903	1,903	
3	文化財関連講座・史跡巡り等の実施	社会教育課	20	/	23	/	12	/	43	/	14	/	
4	文化財関係刊行物の作成・配布	社会教育課	456	/	170	/	2,478	/	649	/	47	/	
5	子ども向け文化財ガイドの作成・配布	社会教育課	234	/	241	/	321	/	220	/	214	/	
6	文化財総合調査の実施	社会教育課	45	/	50	/	15	/	3,316	/	0	/	
9	史跡、古墳の維持管理	社会教育課	1,771	/	3,640	/	1,801	/	2,116	/	1,356	/	
埋蔵文化財保護関係費		社会教育課	3,647	2,732	28,589	8,947	62,513	43,016	4,920	4,020	2,395	1,345	
7	埋蔵文化財の発掘・試掘・立会い調査	社会教育課	1,790	/	2,012	/	22,555	/	1,310	/	1,845	/	
8	古墳公園の整備	社会教育課	1,525	/	25,963	/	36,261	/	-	/	-	/	
都市計画公園整備費		整備課	70,718	12,480	171,872	86,721	253,883	54,935	100,481	13,882	10,230	9,416	
8	古墳公園の整備	整備課	70,718	/	171,872	/	253,883	/	100,481	/	5,060	/	
歴史公園維持管理費		社会教育課	—	—	—	—	—	—	1,586	1,586	3,213	3,213	
9	歴史公園の維持管理	社会教育課	-	/	-	/	-	/	819	/	2,507	/	
古民家園管理運営費		社会教育課	13,140	12,945	12,274	12,089	12,648	12,471	11,360	11,314	12,385	12,265	
2	伝統文化等の教室や鑑賞会の実施	社会教育課	1,341	/	1,008	/	1,262	/	330	/	511	/	
10	古民家園の維持管理	社会教育課	3,908	/	2,331	/	2,196	/	1,846	/	2,394	/	
郷土カルタ		社会教育課	100	0	—	—	—	—	—	—	—	—	
3	文化財関連講座・史跡巡り等の実施	社会教育課	100	/	-	/	-	/	-	/	-	/	
文化財保存事業費補助		社会教育課	350	350	300	300	300	300	300	300	290	290	
11	文化財保存事業費補助金の交付	社会教育課	350	/	300	/	300	/	300	/	290	/	
合計			82,258	/	207,610	/	321,084	/	111,430	/	14,238	/	

取組の総括
<p>1 総括した成果・課題</p> <p><成果></p> <p>狛江の歴史や文化財等に触れる機会として、平成25年度から実施している出前講座は、小学6年生のカリキュラムとして定着し、狛江への関心と愛着を育む素地の一つとなっている。また、古民家園における伝統文化等の教室は、普段触れることのできない能楽や生け花を身近に感じ、日本の文化への理解を深める貴重な機会となっている。</p> <p>古墳公園の整備は、猪方小川塚古墳の貴重な横穴式石室を現地保存し公開する古墳公園の整備を嚆矢に進められ、亀塚古墳公園、土屋塚古墳公園と順次開園し、古墳の保護保存と活用の新しい方向性を示すとともに、古墳をより身近に感じる場所として機能している。また、古墳の活用については、講座や見学会を実施するだけでなく、古墳を巡るウォークラリーを実施し、親しみやすいパンフレットや記念品等を配布するなど、より歴史や文化財を身近に感じられるように工夫を施している。</p> <p>文化財の継承については、市が所有する古墳や史跡、古民家園だけでなく、狛江の歴史や地域性を伝える万葉歌碑についても、維持管理を担い、適切に次世代へ継承していくための措置を講じている。また、地域に伝わる祭囃子についても、団体の活動を支援することで、保存・継承の一助となっている。</p> <p><課題></p> <p>情報発信の方法に関し、刊行物の発行を主とした取組から、時代に即した方法に転換していく必要がある。このほか、文化財の保管・展示場所の確保については、市が管理・所有している文化財の総体を把握し、狛江にふさわしい活用方法を考慮しつつ、具体的な検討に移る必要がある。</p> <p>2 狛江らしさの視点</p> <p>狛江市は、狛江百塚といわれるほど古墳が数多く造られた場所であり、現在も13基の墳丘が残されている。古墳を良好な状態で次の世代へ伝えていけるよう、適切な保護保存の措置を講じるとともに、狛江の歴史や文化を身近に感じられるよう、古墳公園として整備を進めている。さらに、まちの中に古墳が残るのが狛江の特色であり、古墳の保護保存及び活用を進めるに当たっては、まちと一体感のある公園として整備を進めている。</p> <p>3 市民参加と市民協働の視点</p> <p>古民家園については、地域に密着した施設として活用し、にぎわいを創出することが求められている。地域の慣習を伝える展示等にて、昔からのことに通じている市民と協力し、かつての狛江の年中行事の様子を再現するなど、ともに狛江の歴史や文化を伝えているほか、伝統文化や伝統芸能の普及に努める団体や狛江高等学校と連携してイベント型事業を実施し、ともに伝統文化や伝統芸能に親しむ機会を提供することで、にぎわいを創出している。</p>

6 SDGsとの関係性

No.	目標	説明	関係性
1	【貧困】 貧困をなくそう	 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	
2	【飢餓】 飢餓をゼロに	 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	
3	【保健】 すべての人に健康と福祉を	 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	
4	【教育】 質の高い教育をみんなに	 【教育】すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	●
5	【ジェンダー】 ジェンダー平等を実現しよう	 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	
6	【水・衛生】 安全な水とトイレを世界中に	 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	
7	【エネルギー】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	
8	【経済成長と雇用】 働きがいも経済成長も	 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	
9	【インフラ、産業化、イノベーション】 産業と技術革新の基礎をつくらう	 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	

No.	目標	説明	関係性
10	【不平等】 人や国の不平等をなくそう	 各国内及び各国間の不平を是正する。	
11	【持続可能な都市】 住み続けられるまちづくりを	 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	●
12	【持続可能な生産と消費】 つくる責任 つかう責任	 持続可能な生産消費形態を確保する。	
13	【気候変動】 気候変動に具体的な対策を	 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	
14	【海洋資源】 海の豊かさを守ろう	 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	
15	【陸上資源】 陸の豊かさを守ろう	 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	
16	【平和】 平和と公正をすべての人に	 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	
17	【実施手段】 パートナーシップで目標を達成しよう	 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	

※説明は外務省の日本語訳を参照しています。